

改正概要説明書	
国名： 英国	法令名： 特許規則
改正情報： 2018 年 4 月 6 日統合版	
<p>改正概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許出願書類の図面として写真が認められることとなった。(規則 12) 2. オムニバスクレームの原則禁止： 明細書及び図面を参照することで発明を特定するオムニバスクレームは原則禁止される。ただし、文言、数式、化学式等を用いて明確かつ簡潔に発明の技術的な特徴を記載することができない場合にのみ認められる。これにより EPC や PCT との整合性をとる。(規則 12) 3. 分割出願の時期的制限の緩和： 旧法で第 18 条(4)通知日直後に始まる 2 月の期間の制限が削除され、先の出願の遵守日満了前 3 月以前のみとなった。(規則 19) 4. 特許付与手数料の改訂。(規則 30A) 5. 回復請求期間の明確化： 出願が終了した日から 12 月以内に回復を請求可能。(規則 32) 6. 登録簿の訂正又は変更に関して明確化された。(規則 49) 7. 電子出願に対応して、提出書面の枚数要件が削除された。(規則 65, 規則 101) 8. PCT 出願の国内移行での補正可能時期の明確化： 国内移行後に自発補正が可能な時期は下記のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際調査報告が発行済みの場合は、英国における最初の審査レポートまで ・ 国際調査報告が未発行の場合は、英国の調査報告又は国際調査報告のいずれか早い方から最初の審査レポートまで。(規則 66A) 9. 特許後訂正公表の明確化： 特許後に無効となることを回避するため、庁の裁量で特許後の訂正を公表することが明確化された。(規則 75) 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則 12 (6A)は、新設項である。 (7)図面の他に写真が追加された。 	

• **規則 19**

(2)は、新設項である。

(3)-(5), (7)は、削除された。

• **規則 30A, 規則 66A**

新設規則である。

• **規則 32**

(2) (a), (11)は、削除された。

• **規則 49**

(6) (b)は、新設項である。

• **規則 65**

(1) (b), (2)は、削除された。

• **規則 75**

(2)は、新設項である。

• **規則 101**

(1) (b)において、「2 通」が削除された。